



塩 竈 市

復興特区制度による税制優遇について

1. 復興特区制度

「復興特区制度」とは、復興特区内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業（復興推進事業）を行う事業者に対して税制上の特例措置を講じることで、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を推進するものです。

2. 復興特区の区域

新浜町、北浜、中の島、貞山通など（特定復興産業集積区域）

※ 詳細は、別紙「特定復興産業集積区域個表および地図」を参照願います。

3. 集積を目指す業種

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ①自動車関連産業 | ：自動車・同付属品製造業および関連業種 |
| ②クリーンエネルギー関連産業 | ：電池製造業等および関連業種 |
| ③船舶関連産業 | ：船舶製造・修理業、船用機関製造業および関連業種 |
| ④食品関連産業 | ：食料品製造業等および関連業種 |
| ⑤医療・健康関連産業 | ：医療用機械器具・医療用品製造業および関連業種 |
| ⑥航空宇宙関連産業 | ：航空機・同付属品製造業等および関連業種 |
| ⑦高度電子機械産業 | ：電子部品・デバイス・電子回路製造業および関連業種 |
| ⑧木材関連産業 | ：木材・木製品製造業等および関連業種 |

※ 詳細は、別紙「ものづくり産業版における集積を目指す業種（特例対象業種）」を参照願います。

4. 復興推進事業の実施主体

個人事業者または法人

5. 税制上の特例措置

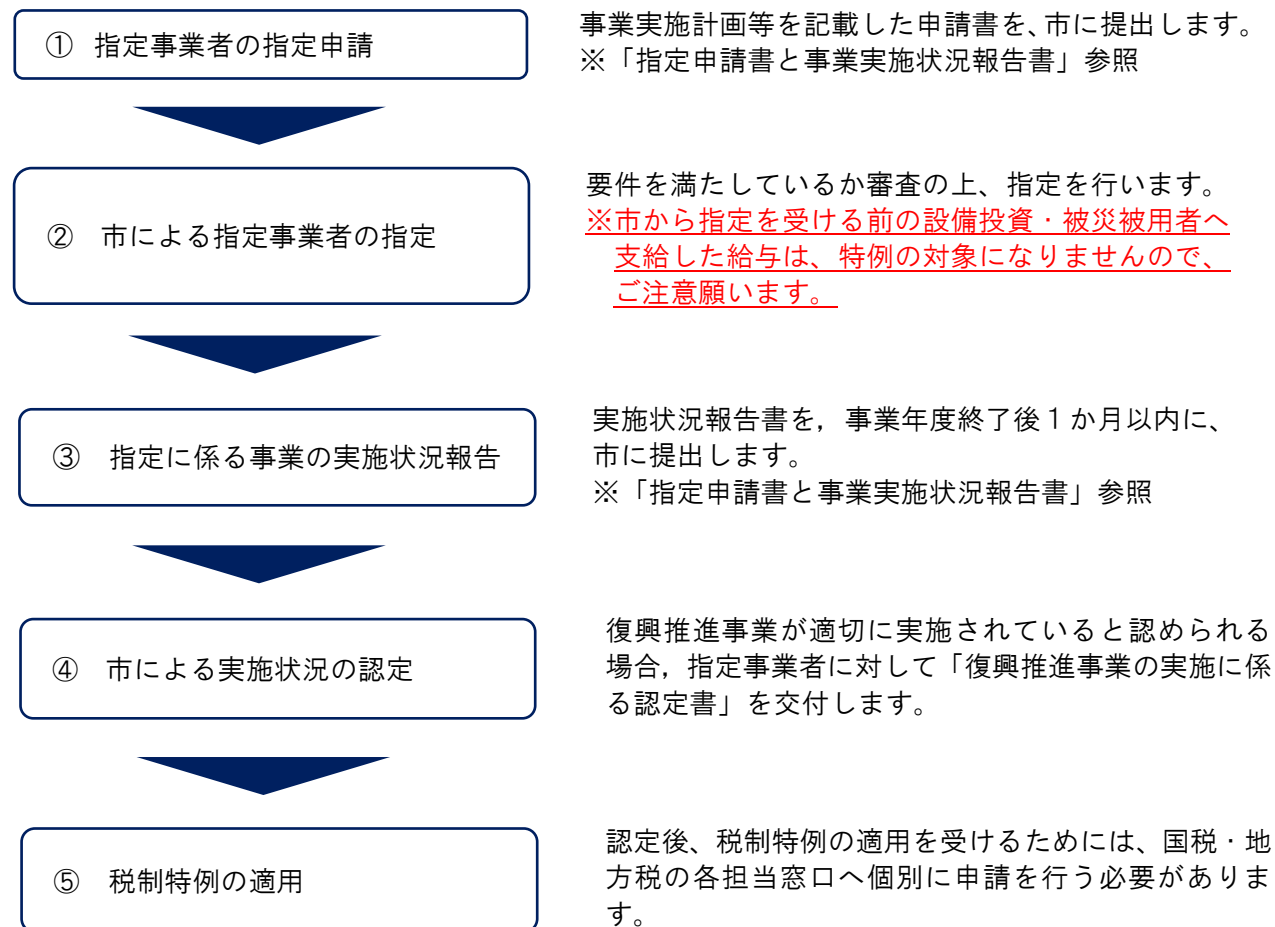
- (1) 特別償却・税額控除
- (2) 法人税の特別控除
- (3) 研究開発用資産の特例

※ 詳細は、「7. 税法上の特例措置の具体的な内容」を参照願います。

6. 特例措置を受けるには

市から「指定事業者の指定」・「復興推進事業の実施状況の認定」を受ける必要があります。

○指定・認定の流れ



7. 税制上の特例措置の具体的な内容

(1) 特別償却・税額控除

令和8年3月31日までの間に、特定復興産業区域内において取得等した事業用設備等（※1）について、①特別償却 または ②税額控除（※2）を選択して適用できます。

① 特別償却の割合（取得価額に対して）

取得等期間 資産の区分	～R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31
機械装置	50%	45%
建物・構築物	25%	23%

② 税額控除の割合

取得等期間 資産の区分	～R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31
機械装置	15%	14%
建物・構築物	8%	7%

なお、上記の事業用設備等については、県および市の条例で定めるところにより、不動産取得税（県税）、固定資産税（市税）の減免が受けられます。

- ※1 対象となる事業用設備等（機械・装置、建物・構築物）は、その取得の後事業の用に供されたことのないものに限り、（中古で取得したものは対象外。）
- ※2 当期の法人税額の20%相当額を限度とします。なお、20%相当額を超えた部分の金額については4年間繰越控除できます。

(2) 法人税の特別控除

指定を受けた日（※1）から5年間の特定復興産業集積区域内の事業所における被災被用者（※2）に対する給与等支給額の一部を、法人税額の20%を限度として税額控除できます。

指定日	～R7.3.31	R7.4.1～R8.3.31
控除率	10%	9%

- ※1 指定は、令和8年3月31日までに受ける必要があります。
- ※2 被災被用者とは、雇用されている被災者をいいます。なお、被災者は、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ・平成23年3月11日時点で特定被災区域内（宮城県、岩手県、福島県等）に居住していた者
 - ・平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事務所で勤務していた者

(3) 研究開発用減価償却資産の特別償却・税額控除

令和8年3月31日までの間に、特定復興産業集積区域内において、開発研究用資産を取得等した場合に、普通償却限度額に加え、取得価額の一部を特別償却できるほか、開発研究用資産の償却費について、研究開発税を適用し、税額控除が受けられます。

※ 本特例は、(1)、(2) の各特例と併せて適用できます。

研究開発用資産に係る特別償却		
取得等期間	～R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31
対象		
中小企業者等（※1）	50%	45%
中小企業者等以外の者	34%	30%



開発研究用資産の
償却費の一部を
税額控除

※1 中小企業者等とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、または第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者、もしくは同項第9号に規定する農業協同組合等をいいます。

※ 上記(1)、(2) の各特例は、いずれかの選択適用となります。

※ 上記(1)、(3) の特例に係る指定を受けた場合、県条例で定めるところにより、法人事業税（県税）の減免を受けることができます（5年間）。

8. 復興特区制度全般に関する問い合わせ窓口

塩竈市総務部政策課政策企画係（塩竈市旭町1-1 塩竈市役所2階）

電話：022-355-5631

9. 各種手続きの窓口

(1) 指定申請、事業実施状況報告等に関すること

塩竈市産業建設部商工観光課商工港湾係（塩竈市本町1-1 壱番館庁舎2階）

電話：022-364-1124

(2) 税制上の特例に関すること

①法人税（国税）

塩釜税務署（塩竈市旭町17-15）

電話：022-362-2151

②法人事業税、不動産取得税（県税）

塩釜県税事務所（塩竈市錦町5-28）

電話：022-365-4192

③固定資産税（市税）

塩竈市市民生活部税務課固定資産税係（塩竈市旭町1-1 塩竈市役所1階）

電話：022-355-5934

指定申請書と事業実施状況報告書

1. 指定申請書（様式は特例ごとに異なります。）

《申請書鑑》

別記様式第2の4（第10条関係）

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

2. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地

3. 設立年月日（法人に限る。）

4. 指定事業者事業実施計画（別紙）

●添付書類

- ・事業実施計画書
- ・指定要件に関する宣言書
- ・定款および登記事項証明書

（個人の場合は住民票抄本）

- ・その他参考となる資料

《事業実施計画書》

別記様式第2の4（別紙）（第10条関係）

指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容

2. 事業の実施場所

3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間

4. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する計画

（1）指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）〇〇年度

（i）設備投資予定額 小計〇〇百万円

設備名	設置予定地	取得予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

（1）指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）〇〇年度

（i）事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

2. 事業実施状況報告（様式は特例ごとに異なります。）

《実施状況報告書》

別記様式第2の1（第9条関係）

復興推進事業に関する実施状況報告書

平成 年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定（ 年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容

2. 事業の実施場所

3. 指定事業者事業実施計画期間及び指定の有効期間

4. 前年度における事業の実施状況

5. 前年度における収支決算

6. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績

（1）指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）〇〇年度

（i）設備投資実績額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

7. 資金の調達に関する実績

（1）指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）〇〇年度

（i）資金調達実績額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

●添付書類（必要に応じて）

- ・貸借対照表および損益計算書等
- ・営業報告書等
- ・被災者である雇用者の名簿および給与支給額一覧
- ・雇用契約書、住民票等雇用者の被災者証明書類
- ・その他参考となる資料

【資料 1－1】復興産業集積区域個表（塩竈市）

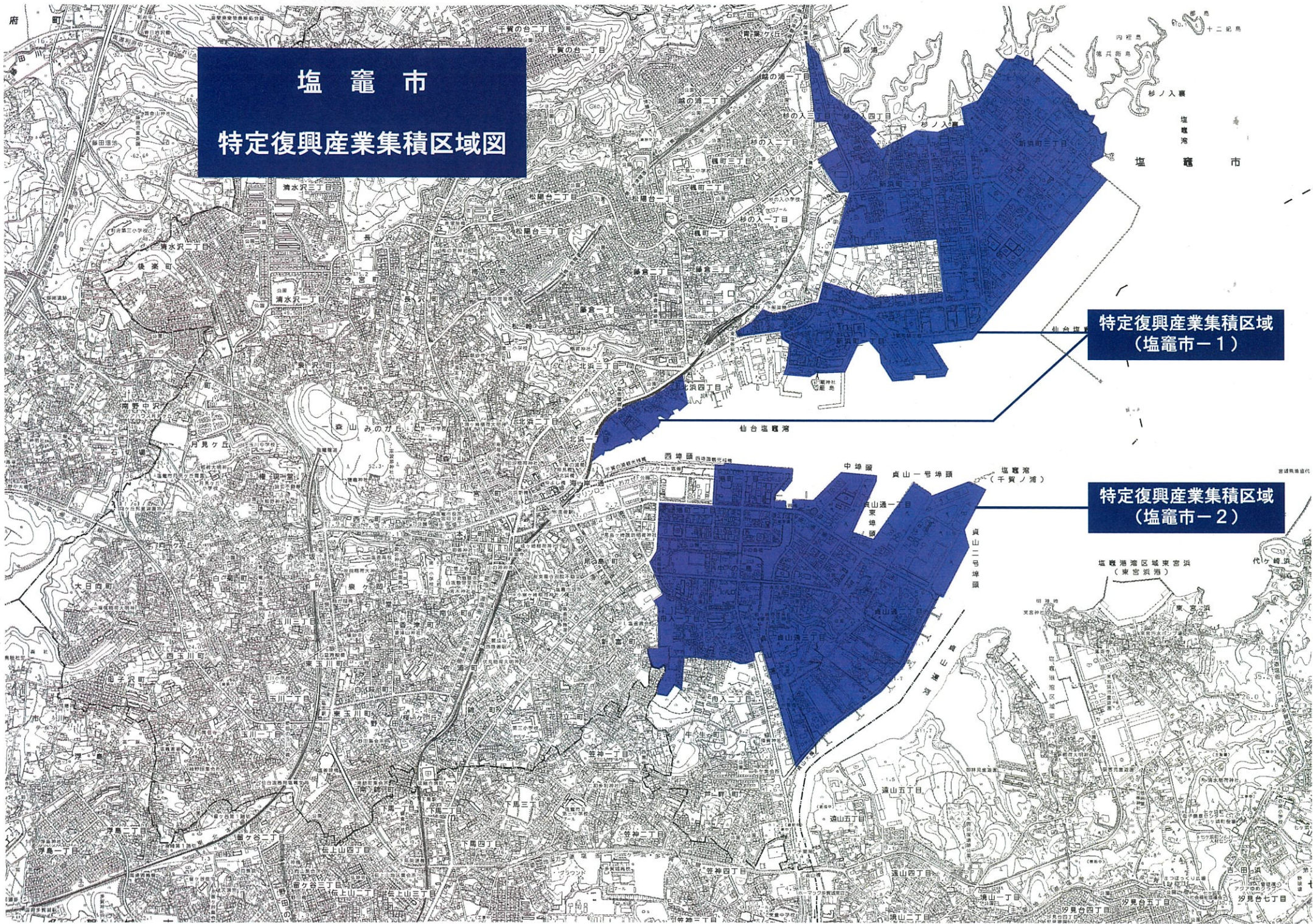
《雇用等被害地域を含む市町村》

市町村 コード	市町村名	区域 番号	区域名	所在地番
2030	塩竈市	1	新浜町・北浜 工業・準工業地域	塩竈市の区域のうち、 新浜町1丁目12～37、43-1～43-11、43-27～43-43、47-1～47-2、48-2～ 48-6、48-10、48-16～48-46、49～221、新浜町2丁目、新浜町3丁目、北 浜1丁目103～108、北浜4丁目236～240、杉の入3丁目28-1、31、92-14、 92-180、92-183、101～103、107～109、杉の入4丁目
2030	塩竈市	2	港町、貞山通、舟入、 中の島 工業・準工業地域	塩竈市の区域のうち、 中の島、貞山通1丁目、貞山通2丁目、貞山通3丁目、港町1丁目63～87、 港町2丁目124、127～354、舟入1丁目

塩竈市 特定復興産業集積区域図

特定復興産業集積区域
(塩竈市-1)

特定復興産業集積区域
(塩竈市-2)



■ものづくり産業版における集積を目指す業種(特例対象業種)

自動車関連産業

- 311 自動車・同附属品製造業
(関連業種)
11 繊維工業
15 印刷・同関連業
16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農業製造業を除く)
18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業
22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
30 情報通信機械器具製造業
31 輸送用機械器具製造業
(315産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、319その他の輸送用機械器具製造業に限る)
32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
44 道路貨物運送業
47 倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業(484こん包業に限る)
53 建築材料、鉱物・金属材料卸売業
71 学術・開発研究機関

高度電子機械産業

- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
(関連業種)
15 印刷・同関連業
16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農業製造業を除く)
18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)
29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
30 情報通信機械器具製造業
32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
47 倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業(484こん包業に限る)
50 各種商品卸売業
53 建築材料、鉱物・金属材料卸売業
54 機械器具卸売業
71 学術・開発研究機関

食品関連産業

- 09 食料品製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業(105たばこ製造業を除く)
(関連業種)
15 印刷・同関連業
18 プラスチック製品製造業
26 生産用機械器具製造業
44 道路貨物運送業
47 倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業(484こん包業に限る)
52 飲食料品卸売業

木材関連産業

- 12 木材・木製品製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業
(関連業種)
13 家具・装備品製造業
15 印刷・同関連業
26 生産用機械器具製造業
44 道路貨物運送業
47 倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業(484こん包業に限る)

医療・健康関連産業

- 273 計量器・計測器・分析機器・試験機・測量機械器具・
理化学機械器具製造業
274 医療用機械器具・医療用品製造業
296 医療用電子応用装置製造業
(関連業種)
11 繊維工業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印刷・同関連業
16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、1692農業製造業を除く)
18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業
22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業(276武器製造業を除く)
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業
32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
44 道路貨物運送業
47 倉庫業
50 各種商品卸売業
54 機械器具卸売業
71 学術・開発研究機関

クリーンエネルギー関連産業

- 1631 石油化学系基礎製品製造業(藻類から精製するものに限る)
171 石油精製業(藻類から精製するものに限る)
291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
295 電池製造業
299 その他の電気機械器具製造業(太陽電池製造業)
(関連業種)
16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農業製造業を除く)
18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業
22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
30 情報通信機械器具製造業
31 輸送用機械器具製造業
32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
71 学術・開発研究機関

航空宇宙関連産業

- 314 航空機・同附属品製造業
3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業
(ロケット・人工衛星製造業等の宇宙関連産業に限る)
(関連業種)
11 繊維工業
15 印刷・同関連業
16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農業製造業を除く)
18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業
22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
30 情報通信機械器具製造業
32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
44 道路貨物運送業
71 学術・開発研究機関

船舶関連産業

- 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
(関連業種)
11 繊維工業
15 印刷・同関連業
16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農業製造業を除く)
18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業
22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
30 情報通信機械器具製造業
32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
44 道路貨物運送業
71 学術・開発研究機関

(注1) 業種は、日本標準産業分類に基づく業種。
(注2) ご不明点は、宮城県経済商工観光部産業立
地推進課又は各指定担当窓口へお問い合わせ
ください。